

議案第21号

埋立造成地の処分について

上記の議案を提出する。

令和4年2月16日

福岡市長 高 島 宗 一 郎

理由

本件は、アイランドシティ地区埋立事業において造成した土地のうち港湾関連用地を処分するものであるが、その予定価格が6,000万円以上であり、かつ、その面積が1万平方メートル以上であるので、議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例第3条の規定により議会の議決を求めるものである。

埋立造成地の処分について

埋立造成地を次のように処分する。

- 1 所在地 福岡市東区みなと香椎三丁目29番11, 30番4及び32番4
- 2 面積 39,306.83平方メートル
- 3 処分価額 11,818,974,178円
- 4 処分の相手方 東京都中央区八重洲一丁目9番9号
東京建物株式会社
東京都渋谷区道玄坂一丁目21番1号
東急不動産株式会社
福岡市中央区天神一丁目4番1号
株式会社 西日本新聞社
東京都千代田区大手町一丁目4番2号
丸紅株式会社

処分予定地見取図

凡例



処分予定地

